

ID: 22-3

担当部署: 町民生活課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町手数料徴収条例 第8条		
例 規 番 号	平成12年条例第8号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (過料) 第8条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
<p>【共通担当部署】 総務課 税務課 町民生活課</p>			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日